

令和5年度(2023年度)八王子市技術系職種現場見学会実施要領

令和6年(2024年)2月9日

八王子市総務部職員課人財育成担当

1 趣旨

本要領は、大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校等（以下「大学等」という）に在籍する学生を対象として、八王子市において技術系職種の現場見学会（以下「見学会」という。）を行う場合における実施方法、参加学生の資格要件、サービス、その他必要事項を定める。

2 見学会の目的

大学等の学生が、八王子市において見学会に参加することにより、職業意識を高めるとともに、八王子市の市政に対する理解を深め、本市への就業意欲を高める。

3 参加学生の資格要件

以下要件を全て備えていること。

- (1) 大学等に在籍する学生であり、原則として令和7年(2025年)3月に卒業する予定の者
- (2) 意欲、成績、人物素行等に優れ、サービス規律等を遵守することが確実であり、八王子市に対し興味や愛着がある者として大学等が推薦する者

4 実施日時・内容等

実施日時及び内容等は別紙で定める。

5 参加学生の受入れ

- (1) 大学等の就職担当部局等は、参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、「履歴書(様式1)」を別に定める日までに八王子市長に提出する。また、障害のある学生について配慮が必要な場合、「申出書(様式2)」を上記書類と合わせて提出する。
- (2) 八王子市は、大学等の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (3) 参加学生は見学会の開始前にサービス規律の順守に係る「誓約書(様式3)」を八王子市長に提出する。

6 参加に係る費用

八王子市は、参加学生に対し、賃金、報酬、手当その他一切の対価を支給しない。ただし、市が指示する業務における旅費に対する実費弁償については、この限りでない。

7 服務等の取扱い

- (1) 見学会の実施中、参加学生は地方公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等を鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記(1)に該当する場合の他、参加学生が本実施要領に従わない場合その他見学会を継続しがたい事由が生じた場合は、八王子市は見学会を打ち切ることができる。見学会を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知する。
- (3) 参加学生の懲戒に関する最終的な責任は、大学等で負う。
- (4) 参加学生の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5) 参加学生は、上記(4)により見学会を欠勤する場合は、事前に人財育成担当課長に申し出てその指示に従わなければならない。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに人財育成担当課長に連絡しなければならない。

8 秘密の遵守

- (1) 参加学生は見学会で知り得た秘密(地方公務員法第34条に定めるもの。)を部外者(大学等を含む。)に見学会終了後においても漏らしてはならない。
- (2) 参加学生は、成果として論文・報告書等を発表する場合には、事前に人財育成担当課長の承認を得なければならない。

9 災害補償等

大学等は参加学生が傷害を負った場合又は参加学生が関係者に損害を与えた場合等に備え、学生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくは左記に類する保険に加入させなければならない。参加学生が関係者に損害を与えた場合、責任は参加学生が負うものとし、参加学生が加入する保険により補償する。

10 その他

- (1) 見学会の実施について、疑義が生じた事項については、八王子市と大学等が協議した上で決定する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行等の状況に鑑み、見学場所や実施方法を変更する場合がある。

11 応募及び問い合わせ先

八王子市総務部職員課人財育成担当

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7254 FAX：042-621-1298

E-mail：jinzai@city.hachioji.tokyo.jp